

(電子情報処理組織による送付)

第十条の二 前条第一項の規定による調査票の送付(関係団体を代表する者が送付する場合に限る)は、農林水産省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と送付しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により送付をする場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一 農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能

二 農林水産省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3 第一項の規定により行われた送付は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に実査機関の長に到達したものとみなす。

第十二条第一項中「統計職員」を「統計職員等」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百六十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成二十六年厚生労働省告示第三九十三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年五月十三日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 第百十号の次に次のように加える。
百十一 先天性ミオパチー
百十二 マリネスコ・シエーグレン症候群
百十三 筋ジストロフィー
百十四 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
百十五 遺伝性周期性四肢麻痺
百十六 アトピー性脊髄炎
百十七 脊髄空洞症
百十八 脊髄髄膜瘤
百十九 アイザックス症候群
百二十 遺伝性ジストニア
百二十一 神経フェリチン症

告示

○総務省告示第八十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第三条第一項の規定により、衆議院議長を政務事務所周辺地域として指定する。

平成二十七年五月十三日
総務大臣 山本 早苗

Table with 3 columns: 名称, 期間, 地域. 名称: 日本共産党本部周辺地域. 期間: 平成二十七年五月十七日から平成二十八年五月十六日まで. 地域: 東京都千駄ヶ谷四丁目二番から三番まで(ただし、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る)代々木一丁目

- 百二十二 脳表へモンデリン沈着症
百二十三 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
百二十四 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
百二十五 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
百二十六 ペリー症候群
百二十七 前頭側頭葉変性症
百二十八 ビツカースタッフ脳幹炎
百二十九 痙攣重積型(二相性)急性脳症
百三十 先天性無痛無汗症
百三十一 アレキサンダー病
百三十二 先天性核上性球麻痺
百三十三 メヒウス症候群
百三十四 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
百三十五 アイカルディ症候群
百三十六 片側巨脳症
百三十七 限局性皮質異形成
百三十八 神経細胞移動異常症
百三十九 先天性大脳白質形成不全症
百四十 ドラベ症候群
百四十一 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
百四十二 ミオクロニー欠伸てんかん
百四十三 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
百四十四 レノックス・ガストー症候群
百四十五 ウエスト症候群
百四十六 大田原症候群
百四十七 早期ミオクロニー脳症
百四十八 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
百四十九 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
百五十 環状20番染色体症候群
百五十一 ラスムツェン脳炎
百五十二 PCDH19関連症候群
百五十三 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
百五十四 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
百五十五 ランドウ・クレフナー症候群
百五十六 レット症候群
百五十七 スタージ・ウエーバー症候群
百五十八 結節性硬化症
百五十九 色素性乾皮症
百六十 先天性魚鱗癬
百六十一 家族性良性慢性天疱瘡
百六十二 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
百六十三 特発性後天性全身性無汗症
百六十四 肥厚性皮膚骨膜症
百六十五 弾性線維性仮性黄色腫
百六十六